

鳥取県公報

目次
◇監査公告 昭和二十六年農林部定期監査の結果公表

監査公告

監査公告第七十六号

地方自治法第九十九條に基き、昭和二十六年度にかゝる農林部の定期監査を執行したので、次の通り公表する。

昭和二十七年十一月一日

鳥取県監査委員	岸 本 政 嘉
同	山 上 玲 鏡
同	前 田 玄 一
同	木 南 貞 治

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

監査執行箇所

農業改良課	昭和二十七年七月七日
農業政課	同
畜産課	同
水産課	同
蚕糸課	同
林務課	同

監査執行年月日

農業改良課

監査委員	岸 本 政 嘉
同	山 上 玲 鏡

監査概況

当課は昭和二十五年新設以來農業技術の改良普及による農業生産力の増強と農民生活の改善向上に努力し漸次その成果を挙げつゝあり殊に昨年度監査の際に指摘した事項について努力すると共に更に所管事務事業について研究工夫し成果を収めているものと認めた。即ち本県農業改良の基本方針の決定、農業地域の分類とこれに適應す

る経営方式及び技術の改良方針並びに改良目標等基本的事項を決定すると共に普及員の増員、専門技術員の設置による技術浸透の合理化を図る等組織運営の改善に努力し相当の進歩を見たことは洵に結構である。しかしながら個々の事項について見るとなお研究改善を要する点多く見受けられるので早急に是正し行政の効率化を図るよう一層努力されたい。なお監査結果に於ける細部事項は次の通りである。

一、当課の所管業務は庁内機構改革に伴い農業生産計画、食糧農産物及び園芸、特用作物等生産に関する事務を吸収し以つて試験研究機関、専門技術員及び技術改良普及員と謂つた生産指導面に結びつけ一元的に管理させたことは妥当な措置と認められ相互の事務連絡もよく有機的且つ円滑に処理していることは結構である。また二十六年度は試験研究施設の充実その他予算の確保、農業改良普及員の増員等に格別努力しているが未だ十分な成果が挙つていないので当局の一層積極的配置を望む。

二、農業改良普及員は前年度の九七名に比し二十六年度は一三四名(農業改良普及員一六六名、生活改良普及員八名)に増員し改良普及事業の強化をはかつたことは欣ばしい。また予算制約下にあつて普及手段の改善を図ることに意を用い普及員の研修を行つていながら何分須知科目が十数科目もあるので短時日にこれを修得させることは到底困難と考へる。今後随時重点的な再教育の計画を樹立し現任教育の実施を図ると共に技術知識の交換等について充分考究することが望ましい。尚昨年指摘したが生活改良普及員は依然として充実にしていないので早急に措置すべきものと認める。また年度末期に至り人件費、果費負担の軽減をはかるため農林部内の予算削減を本事業にしわ寄せをして農業改良普及員の定数及び予算を農政課長その他直接関係のない職員に充当している。爲めに現地職員の補充に支障を生ずる結果となつていことは甚だ遺憾である。もつともこの傾向は当課に限らず一般に見受けられるところであるが何れにしても人事行政のあり方について

ては深く検討すべきものとして注意を促したい。

農業改良普及員配置状況

区 分	定 数	現 員		備 考
		年度当初	年度末	
農業改良普及員	一二八	一二五	一二六	地区 一一二
生活改良普及員	八	一〇	八	地区 二四
計	一三六	一二五	一三四	本庁 二六

農業改良普及員(地区駐在員)の給与状況

技師 五一名 平均給 月 七、〇四五円
 嘱託 二一名 平均給 月 五、四〇四円
 雇 四六名 平均給 月 四、六七六円

三、昭和二十六年年度の農業改良普及事業の一環として水稻保温折衷苗代の展示圃を設置しているが一〇〇ヶ所の目標に対し九一ヶ所(一ヶ所一反歩分)を実施した程度であり成績は芳しくない。これに対し委託料として一箇所当り僅か二〇〇円を交付しているが農家の積極的協力を求めることは当然とは謂え余りにも僅少額

に失している憾みがある。

少くとも最少限度の所要経費を交付し併せて現地指導の徹底を期し成果を収めることが肝要である。また菜種共同育苗圃は国庫補助のみで施行し農業試験場委託採取の優良種子を斡旋し相当成績を挙げていながら今後果費も負担して更に拡張することが望ましい。

四、農村青少年の農業改良、生活改善に関するクラブ活動についてはその自主的活動を主体とし普及員を通じて技術指導を行つていながら二十六年度は果主催により幹部講習会(於経営傳習農場)及びプロジェクト実績発表会

(地区、郡及び県大会)を開催して成果を収めており特に宇倍野村みちるクラブは東京に於ける全国大会に出場し優秀な成績を挙げていることは喜びに堪えない。今後はこれら優良な農村青少年クラブ及び高、中学校クラブの育成助長を図ると共に一般の水準向上に一層留意を望む。

五、農業生産計画の一環として食糧農作物の増産、改良、病虫害駆除等を図りこれが方策として左表の如く実施事業に対し委託費、補助金を交付しているが実地指導が不充分のためか採種量その他について所期の成果を

収めていない。又米、麦、馬鈴薯等委託採種の交換配付をなしているが主体が町村諸団体になつてゐるため実施状況の把握も不充分である。一方稲熱病予防として共済連の種穀消毒実績に対し四十七万五千円の補助をしているが二十六年六千三百余町歩の被害見積があり消毒不充分又は未消毒に起因しているものもあるのではないかと考える。総体的に病虫害駆除事業は事後対策に陥つてゐる嫌があるので改善すべきである。また実地に即した優良品種の普及指導に一層積極的努力を望む。

食糧農作物増産改良計画

種別	事業概要	経費	計画数	実績数
米採種圃	一〇町歩委託設置	委託費 一〇八、〇〇〇円	二、八〇石	二、〇〇石
麦採種圃	六	六六、〇〇〇円	一、二四石	約 一、〇〇石
紫雲英採種圃	二六、五	二、七二、〇〇〇円	七七石五斗	七七石五斗
馬鈴薯原種圃	三	六、〇〇〇円	一〇、〇〇〇貫	五、〇〇〇貫

病虫害防除事業	農薬防除機械購入費	補助金	六二〇、三〇〇円	六地区	一、三〇坪	同上	一
耕土培養事業	酸性土壌中和	委託費	三〇、〇〇〇円				
水稻保温折衷苗代	水稻苗の育成	補助金	五、〇〇〇、九〇〇円	三三、六〇〇坪			三三、六〇〇坪設置

六、本県産西瓜の県外出荷に対処し生産団体並びに荷受業者の要請もあり二十五年県営検査を実施したところ初回のため相当苦慮したようであつたが一応の成果は挙げており更に二十六年度は諸準備を整え初回の不備不満を改革是正し概ね順調に運び加えて他府県もの不振により本県産が独占的となり左表の如く優位な成績を収めたことは欣ばしい。しかし個々に検討すれば生産者組織の弱体、出荷統制の背反、園芸家の集団的企業意欲の欠如等により所期の目標を半減している憾がある。而して將來この状況を繰返すならば必らず

消費地より見放され名声も失墜するは理の当然であつて寒心に堪えないものがある。これが改革指導に格段の努力を望みたい。殊に開拓移民団に於いてはこれが生産出荷により生計はもとより開拓資金の年賦償還金にも充当している現状で死活問題となることとがらである。

当課としては品質改良、規格、品質等選別の厳格、出荷時期の調整、包装の完全等総てに指導の万全を期し園芸家の自覚培養と共に県営検査の成果を遺憾なく發揮すべく特段の配慮と考究を切望する。

年度別西瓜生産並びに検査実施状況調

年度	栽培反数	生産総数量	検査実施数量	県外出荷による取引金額	県外市況の貫当り平均価格	反当収獲量	総生産量に対する検査摘要
三五	四〇町八反	一、一五〇、〇〇〇貫 (一、七九七、七七〇個)	一、六六、三〇四貫 (一、三〇〇、〇〇〇個)	三、九三万余円	八〇円	四九貫 (四六個)	七五、一八%

三六	五六町七反	(三、五五〇、〇〇〇貫)	(三、三四一、一九貫)	二、〇〇〇万余円	五円	六八貫	六、三%
三七	七三町	(一、〇〇〇、〇〇〇貫)	(五、四〇、〇〇〇貫)	現在不明	三三円	一三八貫	五、〇%
		(九六三、〇〇六個)	(四、五三六個)			(一〇六個)	

西瓜種子購入状況調

年度	購入数量	平均価格	金額	品名	摘	要
二六年	三〇、九五袋 四八六粒 三〇合	二、〇〇円	一、五三、九五円	富研、新大和ニ、三号、旭大和一袋(三〇粒)粒入種無	果下耕作反別の約七割程度	
二七年	二、一三三袋 一〇、〇〇〇粒 四五〇合	七、六円	二、〇七、〇〇円	富研、新大和ニ、三号、大和ニ耕作反別のセ、八割でニ、三割は出接号、旭大和、大和クリーム購入		
二八年	三〇〇袋 三、五〇合	六、〇〇円	一、八〇、〇〇円	富研、新大和ニ号、		
	今後購入見込	八、〇〇円	五、〇〇、〇〇円	不明		

備考 (イ) 東伯中央連、県経済連輸送によるもの、み記載し個人導入その他は含まず。
 (ロ) 単価は一袋最高一千円より百円迄あり。

七、經理その他の事務については改善の跡が認められるが出先機関に対する所要経費の確保並びに早期配当に一層留意されたい。なお一般に少額の事務費を申訳的に計上し寄せ集め予算を以つて運営している憾が強い

ので重点的且効果的な事業費予算の編成確保に格段の努力を望む。

農政課 昭和二十七年七月七日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
 同 前 田 玄 一
 同 木 南 貞 治

一、二十六年当年初米麦等主要食糧の統制撤廃が政府及び国内一般で論議されたため供出にかなりの困難性が予想されたが果の一貫した方針と信念により強力に供出督励をし又幸い気候的に恵まれたため本果供出割当量二十六万五千石を十二月二十八日に全国第一位を以つて供出完了しトツプ賞(農林大臣賞)を獲得し又食糧庁長官より表彰されたことは結構で真に欣びに堪えない。一方表供出は果としては割当量に対し一〇三%を供出し一応責任を果たしているが郡別について見れば西伯地区のみ割当を完了せず九八、七%を供出してゐるに過ぎない。これは統制撤廃の論議のあつた関係で売過ぎをし遂に完納に至らなかつた模様で遺憾に堪えないものがある。

二、農業協同組合経営の再建整備策に關しては毎年度努力し來ているが二十六年新たに農林漁組合再建整備法の施行により單位農協四八、速合会一〇を本省の指定を受け向う五ケ年に亘る再建整備に着手している。

即ち二十六年度は計画を遙かに上廻つて奨励金一四、一六六千円(一部二十七年年度繰越交付)の交付を受け各県連合会職員及果職員からなる三十六名の特別指導員を以つて対策本部と提携して指定組合及び連合会の再建整備に盡力している。これ等の赤字状況を見るに單位農協の場合最も多いもので四百九十二万円最少のもので二十二万円であり果購連の場合概ね七千万円の巨額に及んでいる状況である。これは勿論経営の拙劣にもよるが社会経済事情の変動によるところが最大原因のようである。何れにしてもこれが再建整備については国の奨励金(増資奨励金及び固定化資金、利子補給金)交付と共に経営刷新強化、常例検査、役職員の再教育対策の諸施策と相俟つて強力なる指導が特に緊要と認める。

三、農業協同組合講習所は数年前開設し講習終了期間六ヶ月を以つて毎年三十名の優秀職員を養成し各組合へ送り出しているが何分講習期間が短日月であることこれに任講師が皆無の爲め往々欠講が生じていることこれに要する経費が僅少額(二十六年度は経費三十六万円内国庫補助十五万円)で運営上に困難性があること、受講後の法的資格附与が爲されず僅かに県で認証制度を採用している程度で受講熱意を殺んでいること等講習の實質的効率化と運営上の根本條件が欠けている点を指摘すべきであり二十六年度の実績を見ても定員三〇名に対し受講者は漸く二〇名に留つてゐる状況であつて余り活発とは謂えないものがある。幸い二十七年より実務講習も併設することし講習期間を一ケ年に延長、経費も現在予算五十万円を計上して効率化を企てゝいるが若干名の専任講師設置並びに経費の増額の点と資格附与の問題を解決し本講習所をより一層有意義な存在たらしめるよう考究すべきものと思ふ。

四、農業協同組合法に示している県下單位農協の常例検査は勿論農林漁業組合再建整備に伴う一環として業務及び会計事務の検査はそれぞれ年一回以上実施しなければならぬことになつてゐるが本年度は当該が主動的立場に立ち各地方事務所、教育情報連合会の協力を得て單位組合一八六組合中約半数の九六組合を実施し又県連合会三ヶ所の検査も実施し成果を収めてゐることは結構である。しかし人員経費等の関係もあつて残り九〇の單協と一三の連合会検査は実施してゐない。

五、未收掛金増嵩による不振農業共済組合の指導監査の徹底化については毎年監査の際指摘して來たところであるが二十六年度に於ける県下組合の年間掛金三、一〇〇万円の中その五分の一額に相当する五〇〇万円(過年度分を含む)が未納となつてゐる状況である。これが納入督促指導に努力してゐることは認めるが法

三、農業協同組合講習所は数年前開設し講習終了期間六ヶ月を以つて毎年三十名の優秀職員を養成し各組合へ送り出しているが何分講習期間が短日月であることこれに任講師が皆無の爲め往々欠講が生じていることこれに要する経費が僅少額(二十六年度は経費三十六万円内国庫補助十五万円)で運営上に困難性があること、受講後の法的資格附与が爲されず僅かに県で認証制度を採用している程度で受講熱意を殺んでいること等講習の實質的効率化と運営上の根本條件が欠けている点を指摘すべきであり二十六年度の実績を見ても定員三〇名に対し受講者は漸く二〇名に留つてゐる状況であつて余り活発とは謂えないものがある。幸い二十七年より実務講習も併設することし講習期間を一ケ年に延長、経費も現在予算五十万円を計上して効率化を企てゝいるが若干名の専任講師設置並びに経費の増額の点と資格附与の問題を解決し本講習所をより一層有意義な存在たらしめるよう考究すべきものと思ふ。

四、農業協同組合法に示している県下單位農協の常例検査は勿論農林漁業組合再建整備に伴う一環として業務及び会計事務の検査はそれぞれ年一回以上実施しなければならぬことになつてゐるが本年度は当該が主動的立場に立ち各地方事務所、教育情報連合会の協力を得て單位組合一八六組合中約半数の九六組合を実施し又県連合会三ヶ所の検査も実施し成果を収めてゐることは結構である。しかし人員経費等の関係もあつて残り九〇の單協と一三の連合会検査は実施してゐない。

五、未收掛金増嵩による不振農業共済組合の指導監査の徹底化については毎年監査の際指摘して來たところであるが二十六年度に於ける県下組合の年間掛金三、一〇〇万円の中その五分の一額に相当する五〇〇万円(過年度分を含む)が未納となつてゐる状況である。これが納入督促指導に努力してゐることは認めるが法

(農業災害補償法)に示してゐる年一回以上の指導監査が必要である。一方共済掛金の納入延滞額は逐年増加の趨勢にあるのでこれが根本的な打開策を講ずることが緊要である。即ち被災による損害評価の適正処理、被災地外区域との掛金段階の設定、納入方法の改善工夫、年一回常例検査の実施等により滞納原因の隻除に努め運営の円滑化に努力を望む。

六、農村工業振興策の一環として経営の合理化及び技術の改良に主目標を置き指導班を編成し又専門講師を招聘等してこれが振興に努めているが要請による巡回指導はその対照となる事業団体数に比較して必ずしも行届いてゐるとは謂えない。要請を待たず随時積極的に実地につき企業診断をし或いは訪問指導して農村工業の振興を図ることが緊要と認める。尤も対照となつてゐる事業所数に較べ指導陣容は充分とは謂えないが指導方法等研究工夫して完璧を期することを希望する。尙二十六年度内の巡回指導状況は次の通りである。

種 目	対 照 個 所 数	巡 回 指 導 数
澱粉及び其加工	四	三
醸 酵 釀 造	一	一
穀 類 加 工	六八	三
漬物及び壘罐詰	一〇	二
油脂及び其の加工	六九	九
和紙、織維、木竹加工	九六	一
畜 産 加 工	五	一
水 産 加 工	一	一
工 場 經 営	一	一
計	二五四	二〇

七、当該は農林漁業資金融通法による各業務部門別融資斡旋の取纏を掌理してゐると共に宣傳指導業務についても努力してゐるようである。

その取扱件数は次表の通りで各関係業者団体の事業運営上に寄与してゐるところが多く結構と認めた。しか

し当課の關係ある共同利用施設の融資申請件数一三件申請額六〇、八六五千円の中二十六年内借受未決定分が左表の通り比較的多かつたことは遺憾であつた。

農林漁業融資斡旋申込状況調

事業別	件数	金額
土地改良関係	四九	四五、五三二千元
林業関係	二三	一八、〇八七
共同利用施設	一三	六〇、八六五
計	八五	一二四、四八四

共同利用施設資金貸付未決定調

融資種別	件数	金額
農業倉庫	三	二、〇三五千元
牛乳処理	一	一、〇〇〇
卵育雛	一	二、〇〇〇
農器具	一	七二〇

稚蚕共同飼育	市場	計
一	一	八
一、四七〇	三、〇〇〇	八、二三五

八、肥料取締検査は昭和二十六年内には抜打検査十三回を実施し又分析検査件数三〇件を農業試験場に委託する等して取締検査に遺漏のないよう努力してはいるが前年度に於いても指摘した通り未だ化学的検査施設を持つていないためその完璧を期することが至難であり又相当不便を生じているようである。漸く二十七年内において農業試験場に併設する予定のようであるが早速これを実現して嚴密なる化学的検査による不良品を追放するよう検査施設の整備が緊要と認める。他面県下全農家の肥料需要量調査を毎年一回実施して需給調整を図つてゐることは機宜を得た措置と認める。なお肥料の製造、販売、登録申請書を県及び地方事務所においてそれぞれ取扱つてゐるがこれは一元的に処理し取扱上の錯綜を避け能率化することに留意すべきであ

る。

九、經理その他事務について左記の点留意されたい。

(1) 出張、超過勤務命令及び經理、庶務関係書類の大部分が係長の代決施行となつてゐるが代決は万止むを得ない場合のみによること。

(2) 昭和二十四年七月十一日發会第一三八号の総務部長通牒による禁止科目の流用が相当あり二十六年度は県会開会の時期のズレのためとは思考されるが予算編成には慎重を期すること。

畜産課 昭和二十七年七月八日監査

監査委員	岸本政嘉
同	山上隄鏡
同	前田玄一
同	木南貞治

監査概況

一、当課は昭和二十四年度総合企画として家畜増殖五ヶ

年計画を樹立し爾來目標の達成に努力してゐるが二十六年度は極めて優秀な成績を収めて居り欣ばしいことである。その労を多とする。しかし本県畜産を誇とする和牛のそれが計画目標に達してゐないことは残念である。又増殖と共に改良には常に留意してゐるものと思考するが近年他府県産和牛との質的優劣差が接近しつつある状況から見て改良の点に極力努力を希望する。なお、家畜増殖五ヶ年計画並びに実績を示せば次の通りである。

家畜増殖五ヶ年計画並びに実績表

年度	区分	牛乳		馬	豚	羊		兔	鶏
		牛	乳			山	羊		
二四年度	実績	四、一五	一、〇六	二、七三	六、六四	二、四五	一、八二	一三、九九	一三〇、一四
二五年度	計画目標	五、〇〇	一、三四	二、八五〇	六、八〇	二、八六〇	二、二〇	一八、〇〇	一六〇、〇〇
二六年度	実績	四、五〇	一、五六	二、六〇〇	三、七〇	三、一六〇	二、四六〇	九、一八〇	一八三、〇〇
二六年度	計画目標	五、〇〇	一、五〇	三、〇〇〇	七、〇〇	三、二七〇	二、四〇〇	一三、〇〇	一八〇、〇〇
二七年度	実績	五、一〇〇	一、八〇	三、三〇〇	八、六六	三、〇七〇	二、七〇〇	一八、〇〇	二〇〇、〇〇
二七年度	計画目標	五、一〇〇	一、八〇	三、三〇〇	七、一四〇	二、九〇〇	二、七〇〇	一九、〇〇	二二〇、〇〇
二八年度	実績	五、〇〇〇	二、一〇	三、四〇〇	七、二〇	四、七〇	三、二〇	二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
二八年度	計画目標	五、〇〇〇	二、一〇	三、四〇〇	七、二〇	四、七〇	三、二〇	二五、〇〇〇	二五〇、〇〇〇

備考 年度計画目標は翌年二月一日現在を示し実績は同現在に対するもの

二、酪農の普及状況を見ると県内中、西部地区は酪農に對する熱意と理解に富み放牧に適する牧野にも恵まれ又高度の搾乳処理機関を擁する等の好条件下にある關係上非常に盛んであつて県下の八八%を占めている状況である。一方東部地区は不振でしかも搾乳の処理は殆んどが市販乳に供している状況であつて昭和二十六

年度僅かに美保酪農組合の施設々備が拡充された程度である。農業の多角経営による振興計画の推進を期待すると共に農家経済向上の観点から謂つた県内各地にこれか普及と振興を図ることが緊要につき折角努力を希望する。
なお県下酪農状況を示せば次の通りである。

郡市別	乳牛飼養戸数	同上頭数	搾乳牛頭数	搾乳量	処理状況
鳥取市	五二	六四	三九	七二石	主として市販乳
米子市	五	七	三	五	"
岩美郡	五	五	五	七	"
八頭郡	二〇	二三	七	一〇	"
気高郡	六〇	七八	五〇	七五	"
東伯郡	五四五	五七五	四二六	四五〇	主として明治乳薬
西伯郡	六五五	七二七	二三七	四八二	"
日野郡	一三	一五	三	四	"
計	一、三五五	一、四九四	六三六	一、一〇五	"

備考 搾乳量は一ヶ月間の推定量を示す

三、本県の産馬は二十六年度内に中国各県及び九州方面に七六頭移出しているが県内種牡馬は僅かに国有貸付種牡馬八頭(老令馬にして利用価値僅少)民有種牡馬三頭計十一頭の僅かでありこれでは増殖に不充分で又移出も困難になるものと認める。本県の馬産奨励の観

点からしても又改良増殖の爲にも優良種牡馬の導入が緊性と認める。

四、県内豚、緬羊、山羊、鶏等所謂中小家畜家禽等種牡畜禽の現状は豚五〇頭、緬羊一〇〇頭、山羊二五頭、種鶏一、八二七羽人工孵化業者一二名であるが一般に中

小家畜家禽の改良増殖に対する関心が薄く在來種の蕃殖に依存する傾向が多分にある。優良家畜家禽の改良増殖を期する爲にも種牡畜、種禽の登録を奨励すると共に飼育業者の組織を図る等の対策を考究すべきである。

五、県内飼育家畜飼料必要推定量は年間約四万屯の中自給量は二万屯であり残二万屯が不足のため県外より移入を余儀なくしている状態である。

従つて当課としては飼育経費の軽減と自給自足確立を期するため燕麦、青刈大豆、トモロコシ等自給資料の栽培を奨励し又果採種圃によりこれ等飼料種子を県内に広く頒布しているが年間の採取量は僅かに三石三斗程度であつて到底及ばざるものがある。一層果採種圃の拡大を図り自給飼料確保に極力努力すべきである。六、二十六年度は牛の流行性感冒の予防接種血清液の入手が遅く適期を逸したため罹病牛多数発生したことは遺憾である。尤もこの状況は予防接種血清液の製造が遅れた關係で全国的傾向のようであるが斯の如き被

害を繰返さざるよう対策を希望する。

七、經理その他一般事務の整理は一応なされているがなお左の点留意されたい。

- (1) 収入金の中一般会計家畜人工授精師手数料三〇〇円過年度収入二万三千五百五十六円(二十三年度馬の払下代)特別会計、畜牛売払代二万八千円とそれぞれ毎年の如く未収金を出し年度繰越しているが収入措置に一層努力のこと。
- (2) 家畜衛生保健施設費七万九千一百七十七円、家畜人工授精施設費四十四万八千一百九円を当該事業との關係ない地方事務所に令達していたが妥当と認め難い。

(3) 家畜衛生保健施設費中の燃料費九百六十五円、牧野改良事業業費中の印刷製本費三千円をそれぞれ食糧費に流用支出しているが流用禁止科目に指定されているので慎しむべきである。なお三千円流用増しながら一千四百円の残額を出しているのは妥当となす。

(4) 各家畜保健衛生所に対し相当量の医薬品を交付しているがその都度送付明細書を送達していないため交付数の適確を欠ぎ又出納面の把握も不可能に陥らせていることは適当でなす。

水産課 昭和二十七年七月八日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 山 上 隆 鏡

監査概況
 昭和二十四年新漁業法の制定に伴い漁業制度が全面的に改革されたが昭和二十六年度は漁業権の設定並びに補償事務をはじめ各種団体の指導、漁業金融、漁業調整及び生産指導、漁港施設の充実等緊急且つ重要な事務を処理しており又各種陳情も多くこれ等についても相当努力しているものと認めた。しかしこれ等各種事務業の個々について検討するに人員、予算の關係で充分でない面も認められるのでそれぞれ研究工夫し完璧を期するよう一層の努力を望む。

なお監査結果に於ける細部事項は次の通りである。

一、漁業権設定の状況は外江、かき養殖等区劃漁業権三件、共同漁業権三五件(海面三〇件内水面五件)であつてこれに対する申請、調査、免許及び公示等の事務処理は適当に処理してあり記録、台帳等の整理状況も良好である。また旧漁業権に関する調査、資料の整備、陳情の受理検討並びに漁業調整委員会の漁場計画答申の審査についてそれぞれ慎重を期しているようであつて漁場計画に対する苦情、紛争等もなく適当と認められた。

なお本県漁民の基本的權益を確保し漁業の発展を期するため漁場の拡張について因但協議会を設け兵庫県側と境界線の方位変更に関して鋭意接衝を続け六回に亘る協議会の結果圓滿に妥結協定したことは結構であり沖出巨離を延長したことは最近における漁具の発達に即応した措置と考ふる。

二、汽船底曳網漁業の操業区域は従來島根県日の御崎沖合附近までに限定されていたようであるがこれが拡張に關し、島根、山口兩県と鋭意接衝を遂げ東経百三十

度の線(佐賀県沖合)まで操業し得ることとしたことは本年度特筆すべき成果であり本県汽船漁業のため喜ばしいことである。今後恒久的な権益の確保をはかると共に拡張に一層努力されたい。

三、多季間に於ける気象その他の諸條件に恵まれないため漁場を開拓し島根、山口県沖合に出漁を奨励しており特に山口県においては、わし、流刺網漁業を二十五年一度一五統、二十六年度二十統を入漁させており網の数は日本海沿岸の他県に比し最高を示していることは欣ばしい。しかし近年山口県沖合漁場に各県の漁船が猬集するため二十七年に於いてはすでに船籍転入も拒絶されており今後入漁許可統数の確保について一層積極的な接衝を要望致したい。

四、漁船の登録並びに検認事務は船舶用燃料の統制に関連して比較的順調に行われていることは結構である。しかし揮発油類の統制撤廃に伴い今後違法船の横行が予想されるので臨時に一斉検査を行う等措置を講じ遺漏のないよう留意が望ましい。

五、漁業調整委員会の経費は漁業法に基き国において負担することになつてゐるがこれが交付金が僅少であるため事務遂行に困難を生じてゐるようである。本委員会は水産行政上重要機関であるので不足額だけでも県費で負担し事務の円滑なる執行を図らしむべきである。

六、漁業共同組合その他水産団体の指導は低調に陥つてゐることは甚だ遺憾である。一般に組合自体の所謂自己資本が少く財務状況が不良のため運営等の指導に困難なものがあるとのことであるがこれを健全化し活動を活発化せしむる爲めの指導が緊要である。また酒津、夏泊、淀江等の組合内部紛争とか境の組合濫立等についても不当な干渉は勿論避けるべきではあるが調停或いは統合促進の方途を講ずべきではないかと考える。なお再建整備法の対象組合指導については僅かに民間より特別指導員三名を委嘱し指導に當つてゐるが徹底を期するため根本的な措置対策を望む。

七、漁業生産の増強並びに漁業法の周知普及及び漁民の

生活改善策の助長策として本年度より漁業改良普及員の設置を計画した事は誠に機宜を得た施策で結構である。しかしこれが経費は極めて僅少額であり又一時的嘱託者を備い入れる程度のものであるが折角の計画につき専任者を設置し得るよう再考を望む。

八、漁港法に基く漁港として二十六年度十一港の指定を受けているが網代港(第三種)泊港(第一種)の外九港は何れも第一種漁港であり本県に於ける漁港の大部分がこれに属している現況である。しかるにこれ等指定漁港の中第一種漁港の修築は置去りにされているようであつて第一種漁港として指定を受けても何等効用に立つていないのみか益々衰微する状況に立到つてゐる。謂う迄もなく県内漁業の振興は漁港の整備に懸つてゐるところが多いので第一種漁港の修築についても順次配慮することが肝要と認める。

九、事務の処理状況は漸次改善されつゝあり結構であるが扶養手当戻入を要するものが一件見受けられたので今後一層正確を期すること。

蚕 絲 課 昭和二十七年七月九日監査

監査委員 岸 本 政 嘉
同 木 南 貞 治

監査概況

一、当課は蚕絲業法、製絲業法に基く国の委任事務事業の外に中央よりの勸奨による蚕業技術指導普及事業、蚕業病虫害駆除事業、養蚕模範組合普及事業、優良桑品種普及事業、蚕業技術員再教育事業等蚕業振興上の基盤となる蚕業行政執行に並々ならぬ努力をしてゐるが又蚕作安定施設、養蚕共同施設、桑苗生産施設或いは産繭処理指導、赤蠶菌による蠶蛆病予防、くわでまだらひとり防除試験と謂つた県内事情に即応し且つ末端に及ぶ果独自の事業を積極的に行つた。果下蚕絲業振興の爲め多大の腐心と努力をしてゐるものと認めた。

二、国の蚕絲業復興対策要綱に順応した本県の蚕業復興五ヶ年計画とその実施成績については昨年度も指摘し言及したところであるが二十六年度における状況を見ると反当收購計画目標量一四貫五〇〇匁に対し收購実

績は二三貫〇五一匁で稍目標量に近きものがあり又県下養蚕戸数も漸増状態にあつて兩者は成果を収めつゝあるものと認められるも年間の県内総收穫量及び桑園面積は目標に遠く及ばない実状である。二十六年度は計画四年度に当つてゐるが氣候異変、経済事情その他各種事情を総合して目標達成に困難性があり二十七年に於いては適正計画に改変の議が持上り再検討を余儀なくしてゐるようである。特に二十六年度本課を初め養蚕取締所、養蚕技術指導所が一丸となつて努力したにも拘わらず近年稀に見る早害により特に成果は不良となつてゐるが本年度はこれが完遂に一層の奮起を要望する。なお二十三年以降五ヶ年計画並びに実施状況を示せば左表の通りである。

年度	種目		年間收穫量		反当收穫量		県下桑園面積		養蚕戸数
	計画	実施別	計画	実績	計画	実績	計画	実績	
昭和二十三年度	一八、〇〇〇貫	一八、〇〇〇貫	一〇、〇〇〇匁	九、一〇三匁	二、〇六五、四町	二、〇五四町	二、〇五四町	八、八六九戸	
昭和二十四年度	三〇、〇〇〇貫	一九、六八三貫	一一、七〇〇匁	八、九七匁	二、三三五、八町	二、一九三、八町	二、一九三、八町	八、六六三戸	
昭和二十五年度	二六、〇〇〇貫	二四、九六七貫	一三、〇〇〇匁	一二、〇〇〇匁	二、六五七、七町	二、〇八二、七町	二、〇八二、七町	九、二五五戸	
昭和二十六年度	三六、〇〇〇貫	二六、一七五貫	一四、四〇〇匁	一三、一〇四匁	三、二六五、五町	二、〇〇六、五町	二、〇〇六、五町	九、四二六戸	
(参考) 昭和八年度(実績)		二、三四、三三七貫		二〇、三九五匁		一、〇五三、一町	一、〇五三、一町	一四、一三三戸	

三、桑苗生産県内自給自足の問題に關しては養蚕取締所の監査に際しても言及したところであるが二十六年度約七十万本(需要数の四六%)の県外移入(愛知県、栃木県)をしており毎年同様状態が繰返されてゐる。云う迄もなくこれが自給自足は養蚕振興上急に出来なところであるが経済状態、社会情勢等に大きく左右されこれが確立は極めて困難であることは認めざるを得ない。しかし本県養蚕業の將來を考ふるならば本課はこれが困難を克服し且つ撓ゆまざる努力により国及び県よりの桑苗植付助成或いは植付資金融資を得て桑苗品種の改良、生産施設の拡充強化、生産技術の向上と相俟つて強力にこれが達成に努力を願ひたい。

四、県下五ヶ所に養蚕技術指導所を設置し各所職員は所長(養蚕取締所長の兼務)と共に三名宛総員十五名を以つて養蚕技術の指導に精勵してゐるがなおこの下部組織として養蚕技術普及員七十二名を各郡養蚕連技術職員に委嘱して技術改良の未端滲透を圖つてゐる。これが系統的運営状況は本課一養蚕技術指導所一改良普及員一養蚕家と謂つた一応の一貫系態を爲しいるが養蚕技術普及員の場合農業改良普及員の如く法律(農業改良助長法)により府県の必置機関となつておらずたゞ本省の勸奨による改良普及員であり技術指導所であるが故に国の財政的裏付も弱く且つ機構的、運営的に制約を受ける部面を見逃すことが出来ない。特に普及員の場合兼務制であること、給与は僅か月額三千円他に活動諸経費は殆んど見られないこと、配置人員が少数不十分であること設置規則とか運営要綱が明文化されてゐないため普及員の服務に統一制が欠けてゐること等が指摘されるべきであるがこれ等は養蚕技術の向上と延いては養蚕進展の原動力にもなるので改善方策について国を強力に働きかけるは勿論果としても特に取り上げなければならぬ事からと思考する。

五、經理その他事務の処理は概ね良好であるが左記の点改善を要するものと認める。

(1) 製糸業者許可台帳、生繭完買許可台帳は一応設けてゐるが登記内容方法等今少し明確にできると共

に確固たる台帳に改善のこと。

- (2) 蚕業取締所費の内旅費八万三千円(旅費総額の三〇%)、需要費七万三千余円(需要費総額の一九%)を夫々本課において支出しているが妥当でない。
- (3) 桑苗生産委託費三二五万円を交付しているが交付後の実地指導が不十分である。なお当該経費の中旅費五万円を当課で使用しているのは適当でない。
- (4) 消耗品交付簿に記帳洩れのもの二、三見られ又記帳も爾後記録になつていく傾向がある、殊に鳥取外五指導所分は記帳不十分である。又交付簿の見出しもなく捺印洩れがある等総体的に交付簿の記帳整理は良くない。
- (5) 各事務事業関係書類も索引保管期間等記載し整然と編さん、保存すること。

林 務 課 昭和二十七年七月九日監査
 監査委員 岸 本 政 嘉
 同 山 上 鈴 鏡

監査概況

当課は本県総面積の約七割を占める二十三万三千余町歩の林野に対する諸般の行政事務を管掌しているが最近に於ける山林の過伐濫伐の傾向に対処し、またこれに伴う災害復旧、山地治山等の公共事業を執行すると共に、昭和二十六年八月施行された改正森林法の運用に留意して本県林業の恒久的振興計画を樹立し、且つこれが完遂に鋭意努力しているものと認めた。更に本年度は林業経営並びに技術指導についても漸次積極的活動を期しつつある状況であつて眞に結構である。しかしながら本庁及び出先機関を通じて人員不足の関係もあつて業務の完遂を期し得られていない面もあるので工夫研究の上その完遂を期するよう努力を望む。

なお監査結果における細部事項は次の通りである。

- 一、民有林施業案編成事業は森林法の施行により森林計画に移向されているが二十六年度において未編成組合一〇三組合五万四千二百二十二町歩の森林に対する実地測量、調査等をなし森林計画を樹立し、こゝに県下全地

域(三四森林区)二十三万三千二百二十六町歩(実測面積)に対する森林計画を全部完了したことは洵に喜ばしいことである。しかし本計画は造林伐採、林道復旧又は新設その他当課の主要業務の基盤となるので各係の連絡協調に一段と意を用い一貫した方針のもとに実情に即する事業の実施をし計画と遊離することのな

計画総面積 二一八、七八八町歩(実測二三三、一

昭和二十六年 五四、一二二町歩(実測五四、三〇九町歩)

内 県 計 画 四六、四九三町歩(岩美、八頭、気

高、東伯、西伯、米子計九一市町村)

果 森 連 委 託 七、六二九町歩(気高郡東部一二ヶ町村)

二、森林計画(基本計画及び森林区施業計画)は五年毎に更新することになつており県下五地区の基本計画区の内毎年一地区宛実施するのであるが実施期迄の間に相当異動を生ずることが多分に予想されるので最も実

情に即する適正妥当な計画をするよう事前に充分調査し遺漏のないよう準備すべきである。即ち森林面積、蓄積量等の把握は一応実地調査により測定しているようではあるが更に一層綿密正確を期するために実施精査を行うと共に基準点その他標識の設置とか凶面の整備をなすことが最も緊要と考へるので善処すべきである。

三、森林計画による森林蓄積量は次の通りであつて用材林の樹令は五令級(二十五年生―三〇年生)のものが多く年間の生長量約一〇万石に対し一五万石乃至二〇万石の過伐となつていようである。また一方新炭林については推定成長量一〇万石に対して九〇万石程度伐採しているので数字的に見れば一応均衡を保つはいるが経済価値の点から見ると里山が過伐となり漸次奥地開発を余儀なくしている。また本年度における伐跡地、未立木地及び散生地等は合計八千三百十一町歩となつておりこれらに対する最少限度の要造林面積年間二、〇一

三町歩の造林は勿論伐採許容限度の確保、林道の開設復旧等に積極的且つ強力な措置が望まれるのでこれを完遂するため今後国庫補助の確保に一層の努力を希望する。

用林	三七、三一町歩
針葉樹	二六、八四三、九七七石
広葉樹	一、五五五、四八三石
計	二八、三九九、四六〇石
薪炭林	一三一、七〇九町歩
伐積	一六、一三四、七〇一石

四、造林事業は植伐の均衡を保たせるため必要欠くべからざる事業で二十六年度は造林意欲が旺盛のため事業費の枠を超過する状況であつて造林計画三、二一〇町歩に対し実施面積は三、二六三町歩で五三町歩を突破しておりその成績は良好である。主なるものを列記すると次の通りである。

杉	一、三七二町三反二畝
檜	二二五町六反

赤松	七一〇町七反四畝
黒松	一〇七町五反四畝
櫟	八九町九反一畝
黄櫨	三〇町五畝
栗	一二町四反一畝
その他	一五町三反六畝

造林面積及び件数の増大に伴ない実施確認が困難となるので補助金交付に際しては必ず厳正な実地検査をなし公正を期すべきである。
五、本県の樹苗養成は果営事業として由良、溝口に苗圃を設置し優良苗木の生産に努力しているが早害及び病虫害のため約三割の生産減となつてゐる。技師一名及び常用人夫二名を以つて管理しているにもかかわらず病虫害及び早害等の未然防止対策を講ずることが出来得なかつたことは遺憾である。今後このような事態が発生しないよう格段の研究と対策を講ずべきであるし又県内需要をみたく努力を要する。
六、林業経営指導について経営指導員四六名(本庁所属

二名、地方事務所々属四四名)を県下各森林区に駐在させ森林の現状把握及び施業計画事務を行うと共に法令の趣旨徹底、造林の奨励と伐採許可制度の円滑なる執行をはかる一方森林所有者及び森林組合の指導に当らせているが事務が広範多岐に亘つてゐるので勢い徹底を期し得ない現状である。

また森林法の施行に伴う組合改組の状況は旧組合一六七組合に対し登記完了した新組合は一市五五ヶ町村五七組合にすぎずその状況は良好な成績とは謂い難いので未設置町村に対する設置勸奨が緊要と認める。なお再建整備を要する十一組合の指導について努力を傾注しているようであるが優良組合の育成助長についても努力すべきであり又解散改組に当つては財産処分適正をはかると共に自己資本の増強による組合の自主的発展を期するよう指導方針の確立が肝要と認める。

七、森林火災保険は林野庁割当額一千二百万円に対し加入額一千二百十八万円で一応の成績を挙げているが保険料滞納等による執行停止又は保険期限の満期等

のものも相当件数続出しており六月現在の保険加入面積は八千四百三十四町四反四畝で総森林面積の約五%に過ぎない状況である。他面各地の山林に火災が頻繁に発生している実情に鑑み一層の啓蒙指導をなし加入の増加を図ることが緊要と認む。

八、森林害虫の駆除については防除員五三名を各地に配置し指導監督及び取締業務に当らせ駆除防除に努めてゐるにも拘らず松くい虫の被害は二十五年に比し二十六年度は左表の如く数倍以上の激増を示している。これが対策として四月以降は果告示を以つて松くい虫の附着している皮付丸太の移動禁止を行うと共に被害立木の早期発見、完全駆除及び剥皮に努力しているが今後は激増の原因を究明すると共に伐採跡地の駆除或いは益鳥(こじゆけい)の蕃殖保護を考究する等して被害を最少限度に止めることに努力すべきである。

年 度	種 別	被害区域積	本 数	積	被害金額
昭和二十五年	被害立木駆除	一八町二反	三三本	八〇〇石	一三六,〇〇〇円
昭和二十六年	〃	五八七町五反	五,三七本	六,〇三石	一一八,四四円
同	伐採木駆除	六町六反	三,〇〇〇本	一五,〇〇〇石	四五,〇〇〇円

九、公有林野分收造林は三千三百八十町歩余の中昭和二十六年度六百二十七町歩(松材)の解除をなし六百二十八万一千余円を収入しているがこれは当該十二ヶ町村の学校建設に伴いこれが財源に困難を来したためで県としても日本パルプ工場誘致の際用材一定量の確保條件の關係もあつてこれに同意し解除したのであるが今後の解除に当つては充分慎重を期し実施することが肝要である。

一〇、本県の二十六年度木炭生産量は二三〇万俵で木材に次ぐ重要な林産物であるがこれが生産指導は一段民間経験者九名を製炭指導員に委嘱(無報酬)して専ら品質の改善に努める一方四三名の検査員と最盛期には

臨時職員七名を増員し果管検査を実施しているようである。しかし市場に於ける販売価格は他県産のものに比し廉価で取引されている現況にあるがこの原因は品質粗悪によるところにもあらうが極言すれば厳正なる検査が行われていないことに帰着するものと考えられる。依つて検査員を増員して厳正なる検査をすると共に更に品質の改善向上を図るため技術指導も行つて市場価格を有利に導くことに配慮すべきである。

一一、大山国立公園の利用者は年々増加し昭和二十六年度は国民体育大会の關係もあつて六十万人を数え股賑を極めたことは洵に結構である。二十六年度更に山小屋の新設、補修野営場の整備をはじめ水道の設置補助

等諸施設の整備充実に事業費二百七十五万三千円を投じ計画通り施工完了しているが施工時期が遅れたために検査監督の徹底を欠いた憾みがある。これ等事務担当職員は兼務者なるため工事執行と管理の面に遺漏を生じ易く又整備その他利用の促進宣傳等についてより一層効果を揚げるためにも専任職員の設置を考慮すべきである。なお大山頂の旧観測所の一室は売店として賃貸しているが他の各室についても寝具その他宿泊施設を整備し利用の増大を計るべきでありこれらについては管理を委託するのが適當ではないかと考えるので考究を望みたい。

昭和二十六年 度 林道 開設 状況

区 分	箇 所	延 長	工 事 費
奥 地 林 道	当所	四ヶ所	五、一九二米
	補正	六	九、一一九
	小計	七	一四、三一一
一 般 林 道	当所	二四	一一〇、六五五
	小計	二四	一一〇、六五五

一二、県下の既設林道は約八七〇軒であつて林道網密度は一町歩当り僅か四米弱の極めて貧弱な現状である。殊に最近奥地開路が益々重要度を加えつゝ、あり数次の風水害による災害の復旧と共にこれが開設は緊要であるが本年度は左表の通り概ね予定通り施行しているものと認めた。しかしながら中央の認証が遅れた關係と果費予算化時期の關係とにより工事着手が遅れた事業執行に相当無理が生じており且つ又現場職員が手薄のため工事監督面について苦慮したようであるが今後は早期計画的施行し円滑公正な事業遂行を計ることが望まします。

